

独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院
入院患者の面会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院（以下「西病院という」）の入院患者への面会について必要な事項を定め、もって入院患者の安静度を高め、早期回復および療養環境の向上に資することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間及び受付時間は別途定めることとする。
ただし、急を要する場合であって担当医が相当と認めるときは、この限りでない。

(面会の制限)

第3条 担当医が、入院患者の治療のため医師が面会すべきでないとき、許可をしてはならない。

- 2 入院患者の意思により面会制限を希望する場合、直ちに面会を中止させ、又は面会を拒否することができる。
- 3 感染症対策への対応等、その他面会を制限すべきと院長が判断をした場合。

(面会人の遵守事項)

第4条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者、職員等に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (2) 面会は、第2条の面会時間内に行うこと。
- 2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 酒気を帯びて面会すること。
 - (2) 面会中に喫煙すること。
- 3 担当医は、入院患者に面会する者が前2項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

付則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。